環境特集号

ーごみ減量・リサイクルの輪を広げよう!! ー

第16号(平成23年7月発行)

豊能町建設環境部環境課

Tel 736-1190 Fax738-3407

E-mail: kankyou@town.toyono.osaka.jp

粗大ごみの収集は環境課(Tel736 - 1190)への事前申し込みが必要(有料)です。<u>詳しくは、お手持ちの冊子「保存</u>版」資源とごみの分け方・出し方の P9~でご確認ください。

☆ペットボトル・容器包装プラスチック類の分別について

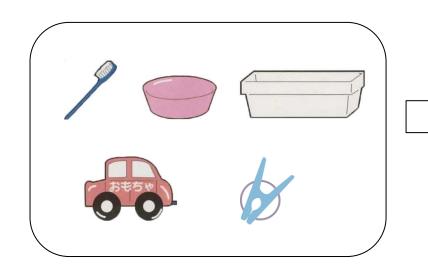
◎ごみの分別に関する事例について①

各家庭から排出される際、ペットボトルと無色のビンが同じ入れ物に入っています。収集 員がペットボトルだけ!ビンだけ!と思い、間違って収集したり、取り残したりしている場 合があります。**それぞれ違う入れ物**を用意して出してください。ご協力をお願いします。

◎ごみの分別に関する事例について②

お問い合わせや、収集の際、「プラスチック類の分別誤り」があります。「プラスチック製品」のほとんどが「可燃ごみ」(一部金属が付いているものは「不燃ごみ」)に分別されますが、誤って「容器包装プラスチック類」に混在している事が多くあります。

ご家庭から排出の際、ご注意ください。



歯ブラシ、洗面器、プランター(概ね 40 cm以内で袋に入る大きさ)などは、**可燃ごみ**

プラスチック製のおもちゃ、バケツ、 洗濯ばさみなどで一部でも金属が付 いているものは、**不燃ごみ**

その他に容器包装プラスチック類の混合物として

ハンガー、文房具、弁当箱、保冷剤、ホース、かご、うちわ、スリッパ、長靴、 塩ビパイプ、波板などが間違って出されています。「保存版」資源とごみの分け方・ 出し方P24~の早見表(50音順)でご確認ください。

◎リサイクル識別表示マークを参考に分別をしてください



容器包装プラス チック類



ペットボトル



紙類等(その他紙類)



アルミカン

スチールカン

★~ちょっと聴いてね!~★

- 焼き鳥用の串やつま楊枝等は**先が尖っていて、**ごみを出す方々も回収する方も 危険が伴います。先を折る等の対策をして、お互いにけがをしないように注意し ましょう。
- の カラスなどが生ごみを散らかすことがあります。必要に応じてネットや蓋付き ポリバケツなどを用いましょう。
- ◎ 小形充電式電池が原因で火災事故が発生しています。町では回収できませんの で、リサイクル協力店(電気店・ホームセンター・スーパーマーケット等)の黄 色の専用ボックスへ入れてください。
 - ●小形充電式電池とは 使い切りの乾電池とは違って、充電して繰り返し使えるのが特徴。携帯電話や コードレス電話、ノートパソコンなどに使われている、二カド電池、ニッケル水 素電池、リチウムイオン電池、小形シール鉛蓄電池が対象とです。
 - ※ 電池に表示されたリサイクルマーク(次の4種類)で見分けることができま す。

*ご参考→「一般社団法人JBRC」のホームペ ージ http://www.jbrc.com







ニカド電池

ニッケル 水素電池

リチウム イオン電池

小形シール 鉛蓄電池

生ごみは「ギュッ」としぼって減量しましょう!

植木剪定くずは資源?それともごみ?



あなたはどっち ???



ごみの減量化・再資源事業の一環として、植木剪定くずをチップとして 資源化する事業を行っています。平成 15 年度から実施し、平成 22 年度 までで約 1,120 t のチップが住民の皆さま方の家庭菜園等に広く利用 されています。より一層の減量・資源化を図るため、引き続きのご協力を お願いします。※出し方は「保存版」資源とごみの分け方・出し方の P6 でご確認ください。

井戸端会議をしませんか!

ごみの分別など日頃疑問に思っていることなどをお友達やご近所同士で気軽に話し合う場です。町内在住・在勤の方ならどなたでも、5~20人ぐらいで約1~2時間、いつでもどこでもお伺いしますので、まずは町環境課(下1736-1190)まで申し込みをしてください。なお、開催場所は申込者の方でご用意願います。



町内の環境美化を皆さんの手で守りましょう。

しない、させない、ゆるさない!!

◎廃棄物の不法投棄は法律で禁止されています。

不法投棄は犯罪です!! (罰則:5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科) 不法投棄防止パトロールを実施中です。不法投棄のない美しい街をつくりましょう。

◎廃棄物の野焼きは法律で禁止されています。

<u>罰則(5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科)の対象となっています。</u> 但し、例外はありますが、野焼きは処理基準を遵守しない焼却として、生活環境保全上の観点から改善命令、 措置命令等の行政処分及び行政指導を行う場合があります。簡易焼却についても同様にみなされます。

動物と仲良く暮らすために

動物をかわいがり、大事にする事、また思いやる気持ちは大切なことです。 しかし、残念な事に犬や猫に関する苦情が多く寄せられています。人と動物 が地域で気持ちよく生活できるよう、飼い主の責任について改めて考えてみ ませんか。

☆動物に対する責任

- 1. 動物は、言葉がしゃべれず行動も制限されており、自分でできることは限られます。飼い始める前から正しい飼い方などの知識を持ち、健康な生活を送れるよう環境を整え、虐待したり捨てたりすることがないようにしましょう。
- 2. 動物と人の双方に感染する病気(人と動物の共通感染症)について、正しく理解し、自分や他の人への感染を防ぎましょう。
- 3. 飼っている動物が自分のものであることを示す、名札や鑑札などの標識をつけましょう。

☆社会に対する責任

- 1. 糞尿や毛などで近隣の生活環境を悪化させたり、公共の場所を汚したりすることがないようにしましょう。
- 2. 人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけたりすることがないようにしましょう。

※ 野良猫に餌を与えている方へ

野良猫は餌場に集まり、周辺で生活しながら出産するため、飼い主のいない子猫が どんどん増えます。そして、交通事故や、感染症で死亡したりします。

野良猫を「かわいそう」という思いで、餌を与えるだけの行為は不幸な猫を増やすだけでなく、近隣の生活環境を悪化させることになってしまいます。本当の意味での「かわいそう」を改めて考えてみましょう。

セアカゴケグモにご注意ください

例年この時期になりますと民家の庭などでセアカゴケグモに咬まれる事例が発生しています。庭仕事等の際は、軍手の着用・素足を控え靴下を履く・サンダルへの付着の確認等をお願いします。